

## 1 保険給付の自己負担額

[1時間以上2時間未満]

・要介護1	331円
・要介護2	360円
・要介護3	390円
・要介護4	419円
・要介護5	450円

[7時間以上8時間未満]

・要介護1	716円
・要介護2	853円
・要介護3	993円
・要介護4	1,157円
・要介護5	1,317円

## 2 通所リハビリテーション計画に基づき、下記の料金が加わります。

- ① 入浴加算算定時、1日につき50円加算されます。
- ② サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ、1日につき18円加算されます。
- ③ リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）算定時、1ヶ月につき330円加算されま  
す。
- ④ リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）算定時、開始月から6ヶ月以内は1ヶ月に  
つき850円、開始月から6ヶ月を超えると1ヶ月につき530円加算されます。
- ⑤ リハビリテーションマネジメント加算（Ⅲ）算定時、開始月から6ヶ月以内は1ヶ月に  
つき1,120円、開始月から6ヶ月を超えると1ヶ月につき800円加算されます。
- ⑥ 短期集中個別リハビリテーション実施加算（Ⅰ）算定時、1日につき110円加算され  
ます。
- ⑦ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）算定時、開始月から起算して3ヶ月  
以内は1日につき240円加算されます。
- ⑧ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）算定時、開始月から起算して3ヶ月  
以内は1ヶ月につき1,920円加算されます。
- ⑨ 生活行為向上リハビリテーション実施加算算定時、開始月から3ヶ月以内は2,000  
円、3ヶ月超6ヶ月以内は1,000円が1ヶ月に加算されます。
- ⑩ 栄養改善加算算定時、1日につき150円加算されます。  
(月2回限度：3ヶ月以内の期限に限り)
- ⑪ 口腔機能向上加算算定時、1日につき150円加算されます。  
(月2回限度：3ヶ月以内の期限に限り)
- ⑫ リハビリテーション提供体制加算算定時、1日につき28円加算されます。  
(利用時間：7時間以上8時間未満に限り)
- ⑬ 送迎がなされなかった際に限り片道につき47円減算されます。
- ⑭ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として基本料金と諸加算の合計に4.7%乗じた額が加わり  
ます。(支給限度基準額算定対象外)

- ⑮ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）として基本料金と諸加算の合計に2.0%乗じた額が加わります。（支給限度基準額算定対象外）

### 3 利用料

- ① 食費（1回につき） 600円  
施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。